

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

平成22年6月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規則第16号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部につ
いて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：平成21年6月2日付けで、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条に定める基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(最低価格の入札者を落札者としなくすることができる契約)</p> <p>第19条 会計規程第34条第1項ただし書きに規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 契約担当役等は、前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の1に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としなく。</p> <p>(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の<u>10分の7</u>から<u>10分の9</u>までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮説費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 前3号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては<u>10分の7</u>から<u>10分の9</u>までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>3～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成22年6月14日から施行し、平成21年6月2日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(最低価格の入札者を落札者としなくすることができる契約)</p> <p>第19条 会計規程第34条第1項ただし書きに規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 契約担当役等は、前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の1に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としなく。</p> <p>(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の<u>3分の2</u>から<u>10分の8.5</u>までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮説費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 前3号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては<u>3分の2</u>から<u>10分の8.5</u>までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>3～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>